

UBC情報



発行：2022年9月1日

No. 267

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

9月は社会保険の定時決定の時期です。また雇用保険料率が来月10月1日より改定となります。負担割合が現行より労働者・事業主ともに「2/1000」増加となりますので給与計算時には確認をしましょう！！

トピックス

相続土地国庫帰属制度の創設



相続等された土地が利用されずに放置されることで、将来的に所有者不明土地となることを予防するため「相続土地国庫帰属制度」が創設され、令和5年4月27日に施行されます。

◆施行前の相続等で取得した土地も対象

相続土地国庫帰属制度は、相続等により土地を取得した相続人が法務大臣の承認を受けることで、その土地を手放して国に引き取ってもらえる制度です。

相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人であれば申請することができますが、相続等以外（売買等）によって土地を取得した方などは原則として対象外となります。また、土地が共有地である場合には、相続や遺贈によって持分を取得した相続人を含む共有者全員で申請することで利用できます。

なお、施行日（令和5年4月27日）より前の相続等によって取得した土地についても対象となるため、数十年前に相続した土地でも本制度を利用することができます。

◆制度の対象となる土地は

本制度は、農地や森林であっても対象となりますが、法務大臣に土地を国庫に帰属させることについて承認を受ける必要があり、その土地が通常の管理又は処分をするに当たって過大な費用や労力が必要となる土地（*建物等がある、*土壌汚染や埋設物がある、*一定の崖がある、*担保権などが設定されている、など）に該当する場合は認められません。

なお、国庫への帰属について承認を受けた場合には、負担金（土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額）の納付が必要となります。

低未利用土地の譲渡に係る100万円控除

地方を中心に全国的に空き地・空き家が増加する中、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進するため、個人が保有する都市計画区域内の低未利用土地等（所有期間5年超、土地とその上物の譲渡価額が合計500万円以下）を譲渡した場合に、長期譲渡所得から最大100万円を控除できる制度が設けられています（令和4年12月まで）。

適用する際は、譲渡前に低未利用であること及び譲渡後に買主により利用されることについて自治体の確認が必要となりますが、国交省によると制度開始（令和2年7月）から令和3年12月までに確認書を交付した件数は5,150件となり、1件当たりの譲渡価額は平均247万円でした。

住宅ローン減税に関するQ&A

令和4年度税制改正により、住宅ローン減税は適用期限が令和7年まで延長されるとともに、令和4年以後に入居する住宅について、①控除率は0.7%、②控除対象となる借入限度額は環境性能などに応じて2～5千万円、③控除期間は13年（既存住宅などは10年）、④適用対象者の所得要件は2千万円以下、などの見直しが行われました。

なお、令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅について、一定の省エネ基準を満たさない住宅は適用対象外となります。

◆要件等に関するQ&A

Q. 対象となる住宅ローンに要件はある？

A. 住宅ローンの返済期間が10年以上であることが要件となります。

Q. 敷地の取得についてのローンも対象になる？

A. 住宅とともに取得した敷地の取得費用に充てるローンについては対象となります。

Q. 住宅の面積に条件はある？

A. 床面積（マンションの場合は専有部分）が50㎡以上であることです。ただし、令和5年末までに建築確認を受けた新築住宅は、合計所得金額1千万円以下の方に限り40㎡以上でも対象となります。

Q. 住宅の引渡しを受けた後、いつまでに入居すればいい？

A. 住宅の引渡し又は工事完了から6ヵ月以内に居住の用に供することが要件です。

Q. 店舗等併用住宅の場合でも対象になる？

A. 床面積の1/2以上が自己の居住用であれば対象になります。この場合、「年末ローン残高×居住用の床面積の割合×控除率」で控除額を計算します。



副業に係る所得の判定基準を示す改正案

国税庁が現在、意見募集（パブコメ）を実施している所得税基本通達の改正案では、雑所得の範囲を明確にして、給与所得者等の副業に係る所得について「事業所得」と「業務に係る雑所得」の判定基準などを示しています。

改正案によると、事業所得と業務に係る雑所得の判定について「その所得を得るための活動が社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定するが、主たる所得でなく、かつ、その所得に係る収入金額が300万円以下の場合、特に反証がない限り、業務に係る雑所得と取り扱う」としています（令和4年分以後の所得税について適用予定）。

取引先の倒産に備える経営セーフティ共済

（独）中小企業基盤整備機構が運営する経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）は、取引先事業者が倒産した際に、無担保・無保証人で掛金総額の最高10倍（8千万円が上限）まで借入が受けられる制度です。

掛金月額は5千円～20万円まで選ぶことができ、掛金は損金又は必要経費に算入できます（個人の場合、事業所得以外の収入には必要経費の算入は不可）。また、共済契約を解約した場合は解約手当金を受け取れます。



***** 電子車検証 *****

2023年1月4日より自動車検査証を電子化し、必要最小限の記載事項を除き自動車検査証情報はICタグに記録します。ICタグの情報は汎用のカードリーダーが接続されたPCや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。サイズは現行のA4からA6へコンパクトに変更されます。

発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC社福情報

No. 267

発行：2022年9月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元
 (有)ユービーシー経営
 河野会計事務所
 〒755-0036
 宇部市北琴芝1-6-10
 TEL：0836-33-6717
 FAX：0836-33-6753
 Mail：info@ubc-net.com
 URL：http://ubc-net.com
 所属：(一財)総合福祉研究会
 (一社)全国地域医業研究会

最低賃金

本年度の最低賃金の加重平均上昇額は31円と過去最高
 ～中央最低賃金審議会が地域別最低賃金額改定の目安を答申しました～

◆8月2日に開催された第64回中央最低賃金審議会で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられ、厚生労働省がその結果を公表しました。各都道府県の引上げ額の目安は、経済実態に応じて全都道府県をABCDの4ランクに分け、AランクとBランクが31円、CランクとDランク30円と示されました。

仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、全国加重平均の上昇額は31円(昨年度は28円)となり、昭和53(1978)年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。改定後の最低賃金時間額を都道府県別に見ると、最も高いのは東京都の1,072円で、神奈川県、大阪府の1,023円と続き、この3都府県が1,000円を超えます。逆に最も低いのは高知県と沖縄県で850円となります。また引上げ率に換算すると全国加重平均は3.3%(昨年度は3.1%)となり、都道府県別に見ると、高知県や沖縄県など10県が3.7%、逆に東京都と神奈川県は3.0%となります(図表1参照)。

これを受けて、山口地方最低賃金審議会は8月17日、山口労働局長に対し、山口県最低賃金を31円引き上げ、時間額888円に改正するのが適当であるとの答申を行いました。

今後は、山口労働局長が異議申出に関する手続等を経て、山口県最低賃金を改正決定、効力発生日は、現時点では令和4年10月13日となる予定です。

非正規雇用の賃金決定の要素として最低賃金を用いている場合などでは経営に与える影響は大きいですが、今回の最低賃金の改定でも韓国の来年の最低賃金(9,620ウォン≒976円)より低くなることから、東南アジア地域の労働者を誘致するのに困難をきたすのではないかと懸念の声も聞かれます。(総合福祉研究会)

◆図表1 令和4年度地域別最低賃金額の目安について

都道府県名	ランク	令和3年度			令和4年度目安額			引上げ率	都道府県名	ランク	令和3年度			令和4年度目安額			引上げ率
		最低賃金額	引上げ額	最低賃金額	最低賃金額	引上げ額	最低賃金額				最低賃金額	引上げ額	最低賃金額	最低賃金額	引上げ額	最低賃金額	
01 北海道	C	889円	30円	919円	3.4%	25 滋賀	B	896円	31円	927円	3.5%						
02 青森	D	822円	30円	852円	3.6%	26 京都	B	937円	31円	968円	3.3%						
03 岩手	D	821円	30円	851円	3.7%	27 大阪	A	992円	31円	1,023円	3.1%						
04 宮城	C	853円	30円	883円	3.5%	28 兵庫	B	928円	31円	959円	3.3%						
05 秋田	D	822円	30円	852円	3.6%	29 奈良	C	866円	30円	896円	3.5%						
06 山形	D	822円	30円	852円	3.6%	30 和歌山	C	859円	30円	889円	3.5%						
07 福島	D	828円	30円	858円	3.6%	31 鳥取	D	821円	30円	851円	3.7%						
08 茨城	B	879円	31円	910円	3.5%	32 島根	D	824円	30円	854円	3.6%						
09 栃木	B	882円	31円	913円	3.5%	33 岡山	C	862円	30円	892円	3.5%						
10 群馬	C	865円	30円	895円	3.5%	34 広島	B	899円	31円	930円	3.4%						
11 埼玉	A	956円	31円	987円	3.2%	35 山口	C	857円	30円	887円	3.5%						
12 千葉	A	953円	31円	984円	3.3%	36 徳島	C	824円	30円	854円	3.6%						
13 東京	A	1,041円	31円	1,072円	3.0%	37 香川	C	848円	30円	878円	3.5%						
14 神奈川	A	1,040円	31円	1,071円	3.0%	38 愛媛	D	821円	30円	851円	3.7%						
15 新潟	C	856円	30円	889円	3.5%	39 高知	D	820円	30円	850円	3.7%						
16 富山	B	877円	31円	908円	3.5%	40 福岡	C	870円	30円	900円	3.4%						
17 石川	C	861円	30円	891円	3.5%	41 佐賀	D	821円	30円	851円	3.7%						
18 福井	C	858円	30円	888円	3.5%	42 長崎	D	821円	30円	851円	3.7%						
19 山梨	B	866円	31円	897円	3.6%	43 熊本	D	821円	30円	851円	3.7%						
20 長野	B	877円	31円	908円	3.5%	44 大分	D	822円	30円	852円	3.6%						
21 岐阜	C	880円	30円	910円	3.4%	45 宮崎	D	821円	30円	851円	3.7%						
22 静岡	B	913円	31円	944円	3.4%	46 鹿児島	D	821円	30円	851円	3.7%						
23 愛知	A	955円	31円	986円	3.2%	47 沖縄	D	820円	30円	850円	3.7%						
24 三重	B	902円	31円	933円	3.4%	全国加重平均額		930円	31円	961円	3.3%						



資料：2022.08.02厚生労働省「第64回中央最低賃金審議会資料」から作成

平均寿命

平均寿命、10年ぶりに前年を下回る ～新型コロナウイルス感染症拡大が要因の一つか～

◆厚生労働省は7月29日に「令和3年簡易生命表の概況」を公表、昨年の平均寿命(0歳の平均余命)が男性81.47年、女性87.57年で、前年をそれぞれ0.09年、0.14年下回ったと報告しました。平均寿命が前年を下回るのは東日本大震災が起こった2011年以来10年ぶりのことです。

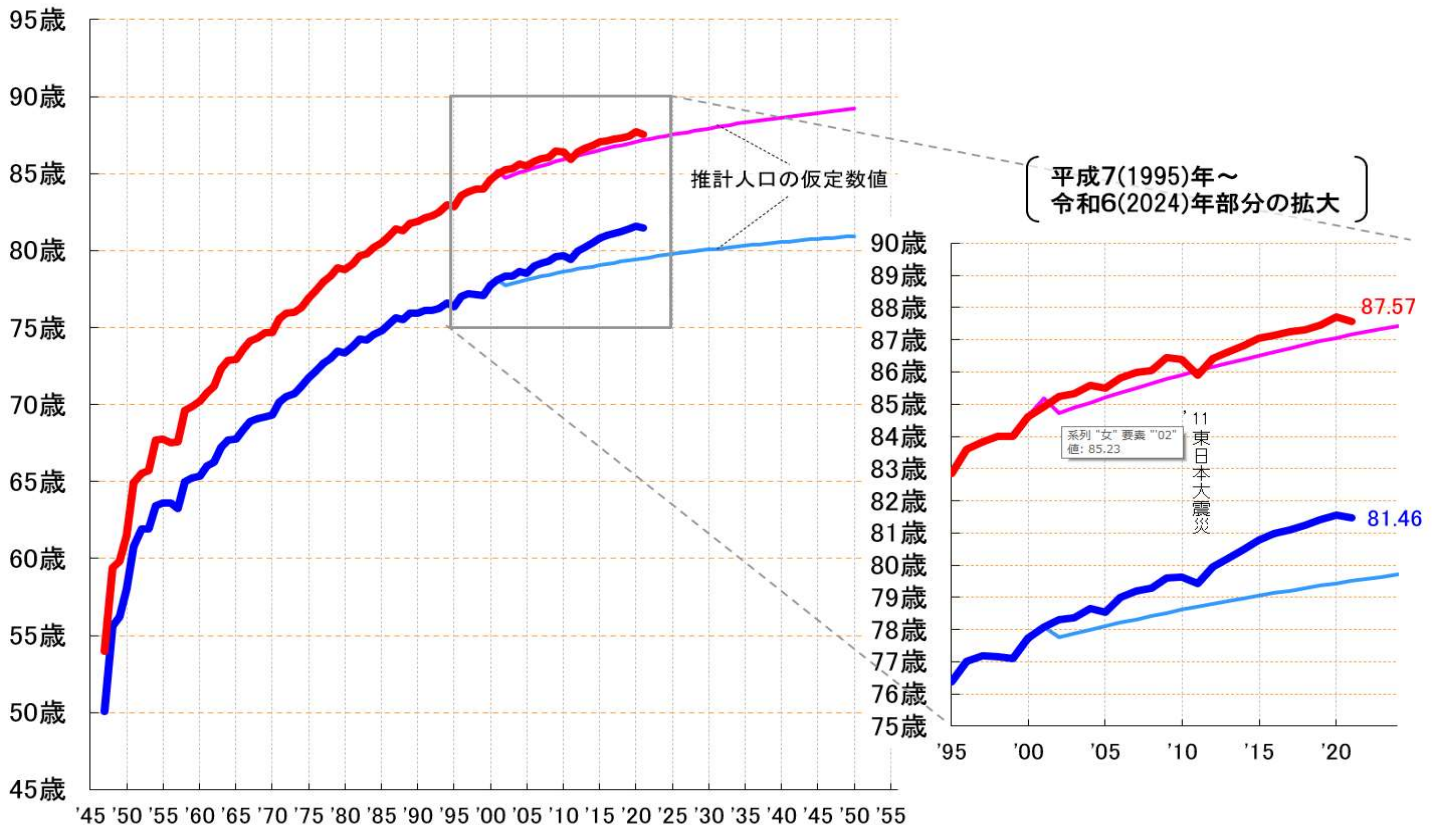
平均寿命の前年との差異の寄与年数を死因別に見ると、男女とも、悪性新生物や肺炎、交通事故による死亡率の低下が平均寿命を延伸させていた一方、新型コロナウイルス感染症や老衰による死亡率の上昇が平均寿命の短縮に寄与していることが分かりました。

平均寿命が公表されている世界の国や地域の中で比較すると、男性は、昨年はスイスに次いで2位でしたが、今年はスイス(81.6歳)とノルウェー(81.59歳)に次いで3位となりました。女性は昨年を下回りながらも今年も1位で、2位の韓国(86.5歳：2020年)とは依然として1歳以上の差があります。

参考資料の図表2は、昭和22(1947)年からの平均寿命の年次推移と、国立社会保障・人口問題研究所が「日本の将来推計人口(平成14(2002)年1月推計)」を算出する際に仮定した、将来における平均寿命とを比較したものです。20年前の予測を上回る速度で平均寿命が延びてきていることが判ります。今回は前年を下回ったものの、医療の進歩や健康意識の高まりなどにより、寿命の伸びという大きなトレンドは今後も変わらないものと思われます。

現在は、平均寿命に加えて、健康寿命(日常生活に制限なく暮らせる期間)のさらなる延伸が重要な課題となっています。そのための支援活動も社会福祉法人等に期待されていると考えられます。
(総合福祉研究会)

◆図表2 平均寿命の年次推移と「平成14(2002)年1月推計人口」の仮定数値との比較



資料：1947～2021年 厚生労働省「(簡易)生命表」

2000～2050年 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」から作成